



水質検査結果書

様式：T-604-2（第3版）

佐西企第136-10号
平成28年5月23日

江北町長 山田 恭輔 様

〒849-0201 佐賀県佐賀市久保田町大字徳万1869番地
佐賀西部広域水道企業団
企業長 北島 修
TEL 0952-68-3181 FAX 0952-68-3583



受付日：平成28年4月1日
試料の検査結果は以下のとおりです。

採水地点		八町消防格納庫 浄水				採水者		峯
採水年月日		平成28年5月10日				気温 ※		---
検査期間		平成28年5月10日 ~ 平成28年5月19日				水温 ※		20.5℃
水道法に基づく検査項目		水質基準9項目				遊離残留塩素 ※		0.2 mg/L
番号	項目名	基準値	検査結果	番号	項目名	基準値	検査結果	
1	一般細菌	100 個/mL以下	0 個/mL	27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	---	
2	大腸菌	陰性 (検出されないこと)	陰性	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	---	
3	カドミウム 及びその化合物	0.003 mg/L以下	---	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	---	
4	水銀 及びその化合物	0.0005 mg/L以下	---	30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	---	
5	セレン 及びその化合物	0.01 mg/L以下	---	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	---	
6	鉛 及びその化合物	0.01 mg/L以下	---	32	亜鉛 及びその化合物	1.0 mg/L以下	---	
7	ヒ素 及びその化合物	0.01 mg/L以下	---	33	アルミニウム 及びその化合物	0.2 mg/L以下	---	
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	---	34	鉄 及びその化合物	0.3 mg/L以下	---	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	---	35	銅 及びその化合物	1.0 mg/L以下	---	
10	シアン化物イオン 及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	---	36	ナトリウム 及びその化合物	200 mg/L以下	---	
11	硝酸態窒素 及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	---	37	マンガン 及びその化合物	0.05 mg/L以下	---	
12	フッ素 及びその化合物	0.8 mg/L以下	---	38	塩化物イオン	200 mg/L以下	11.0 mg/L	
13	ホウ素 及びその化合物	1.0 mg/L以下	---	39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L以下	---	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	---	40	蒸発残留物	500 mg/L以下	---	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	---	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	---	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	---	42	ジオオスミン	0.00001 mg/L以下	---	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	---	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	---	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	---	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	---	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	---	45	フェノール類	0.005 mg/L以下	---	
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	---	46	有機物(全有機炭素 (TOC)の量)	3 mg/L以下	0.4 mg/L	
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	---	47	pH値	5.8以上8.6以下	7.8	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	---	48	味	異常でないこと	異常なし	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	---	49	臭気	異常でないこと	異常なし	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	---	50	色度	5 度以下	0.5 度未満	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	---	51	濁度	2 度以下	0.1 度未満	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	---	検査方法：平成15年厚生労働省告示第261号				

水質基準適否	上記水質検査結果については水質基準に適合。	検査責任者 (水質管理室長)	
--------	-----------------------	-------------------	--

備考
※については、水道GLP適用外です。(水質基準適否に含みません。)

『許可なく一切の転載を固くお断り致します』